

平成25年度事業報告

「暴力のない安全で住みよい愛媛県」を実現するため、暴力団員による不当な行為の防止及び被害者等に対する支援に関する事業を重点に、次のとおり実施した。

1 広報啓発事業

事業名	実施報告
広報活動 (法第32条の3第2項1号) (定款第4条第1号)	<p>1 暴力団排除意識高揚のための各種資料の作成、配布</p> <p>(1) 暴力追放パンフレットの活用</p> <ul style="list-style-type: none">○ 暴力団情勢と対策 1,000部○ 企業対象暴力の現状と対策 1,500部○ 行政対象暴力の現状と対策 500部○ 民暴相談のしおり 1,300部 <p>を購入し、各種研修・講習等で配布活用した。</p> <p>(2) センター機関紙の作成</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成24年度活動状況 1,100部○ 暴追大会号 1,000部 <p>(3) 暴排ポスターの作成</p> <ul style="list-style-type: none">○ 暴力団排除ポスターとして、センター作成の宇和島市の闘牛バージョンを1,900枚、今年度より一般公募から小学生の作品を2,500枚作成し、配布活用した。 <p>2 暴排ビデオ、ICレコーダーの無料貸出し</p> <p>センターが保有している暴排DVD(24本)を自治体、企業等に無料貸出しをし、今年度よりICレコーダー2機も貸出しを開始した。</p> <p>3 各種媒体を利用した広報の実施</p> <p>(1) メディア</p> <p>南海放送テレビで、弁護士等による特別相談日の開催や暴力相談電話並びに第22回暴力追放県民大会開催等の周知に努めた。</p> <p>(2) 新聞</p> <p>毎日新聞、産経新聞等日刊新聞へセンターの記事を掲載した。</p> <p>(3) 公共交通機関・駅等への掲載</p> <p>伊予鉄道の郊外電車駅3カ所(大手町・余戸・久米)に、暴追センターの活動等を掲載した大型看板を設置した。</p> <p>(4) 生活情報誌</p> <p>えひめリビングで弁護士等による特別相談日の開催や暴力相談電話の周知に努めた。</p> <p>(5) 時刻表</p> <p>JR松山駅の時刻表へ特別相談日の開催について掲載した。</p> <p>(6) 街頭パレード</p> <p>1月10日の110番の日に実施された大街道でのパレードで、暴追センターのチラシ等を配布した。</p>

	<p>4 インターネットホームページの活用 ホームページで、センターの活動状況や財務諸表及び事業概要等について情報提供したほか、暴力排除マニュアル等の広報や、民暴弁護士による寄稿を掲載した。</p> <p>5 特別賛助会員の戸別訪問 特別賛助会員に戸別訪問し、賛助会員名簿、資料、ポスター等の配布を行った。</p>								
<p>大会等開催 (法第32条の3第2項1号) (定款第4条第1号)</p>	<p>◇ 暴力追放県民大会の開催 暴排意識を高揚し、暴力団と銃器・薬物のない安全な愛媛を目指して、10月29日松山市総合コミュニティセンターにおいて、「第22回暴力追放県民大会」を開催した。 大会には、県下各自治体関係の長、各企業・団体代表、事業所責任者・一般市民など約800人が参加し、暴力追放功労団体・個人の表彰、暴力追放大会宣言の決議等を行なったほか、民暴弁護士による講演を実施した。</p> <p>(1) 暴排資料の配付</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 暴力団情勢と対策</td> <td>1,000部</td> </tr> <tr> <td>○ 民暴相談のしおり</td> <td>1,000部</td> </tr> <tr> <td>○ 暴排ポスター</td> <td>1,600部</td> </tr> <tr> <td>○ 暴排チラシ</td> <td>1,000部</td> </tr> </table>	○ 暴力団情勢と対策	1,000部	○ 民暴相談のしおり	1,000部	○ 暴排ポスター	1,600部	○ 暴排チラシ	1,000部
○ 暴力団情勢と対策	1,000部								
○ 民暴相談のしおり	1,000部								
○ 暴排ポスター	1,600部								
○ 暴排チラシ	1,000部								

2 相談・助言・支援事業

事業名	実施報告																				
<p>相談・助言 (法第32条の3第2項3・4号) (定款第4条第3・4号)</p>	<p>1 相談委員による相談(月～金8時30分～17時15分)及び弁護士出張相談(毎月第二木曜日)を行った。 なお、今年度より出張相談を行い、9月7日に四国中央市、12月3日に宇和島市にて相談の解決に努めた。</p> <p>相談受理件数 512件</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 相談の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・不当な行為に関するもの</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>・刑事事件に関するもの</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>・離脱、就労に関するもの</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>463件</td> </tr> <tr> <td>○ 処理状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・指導、助言</td> <td>503件</td> </tr> <tr> <td>・警察へ引継ぎ</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>・弁護士会へ引継ぎ</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>・継続中</td> <td>0件</td> </tr> </table>	○ 相談の内容		・不当な行為に関するもの	38件	・刑事事件に関するもの	8件	・離脱、就労に関するもの	3件	・その他	463件	○ 処理状況		・指導、助言	503件	・警察へ引継ぎ	8件	・弁護士会へ引継ぎ	1件	・継続中	0件
○ 相談の内容																					
・不当な行為に関するもの	38件																				
・刑事事件に関するもの	8件																				
・離脱、就労に関するもの	3件																				
・その他	463件																				
○ 処理状況																					
・指導、助言	503件																				
・警察へ引継ぎ	8件																				
・弁護士会へ引継ぎ	1件																				
・継続中	0件																				

	<p>2 民事介入暴力事案等に対する三者協定に基づく民暴研究会の開催</p> <p>(1) 警察本部・弁護士会・暴追センターの三者は、8月9日、今年2月14日の2回にわたり、暴力団等の民事介入暴力事案に対処するための民暴研究会を開催し、適格団体の認定、愛媛県暴排条例の適用、地域主体の暴力団排除協議会、ゴルフ場からの暴力団排除について協議した。</p> <p>(2) 高知県にて今年1月25日、民暴四国ブロック協議会へ参加し、四国管区内の暴力団情勢について協議した。</p> <p>3 日本司法支援センター等関係機関との被害者対策の推進</p> <p>5月7日 NPO法人、一般社団法人被害者こころの支援センター えひめ総会</p> <p>5月22日 第63回“社会を明るくする運動” 愛媛県推進委員会</p> <p>7月18日 県犯罪被害者等支援連絡協議会幹事会</p> <p>9月26日 犯罪被害者等支援連絡協議会定例会</p> <p>10月11日 日本司法支援センター地方協議会</p> <p>11月24日 「犯罪被害者週間」キャンペーン に出席、参加し、被害者対策等について協議した。</p>
事業名	実施報告
<p>組織活動支援 (法第32条の3第2項2・5号) (定款第4条第2号・4号)</p>	<p>◇ 民間の暴排活動や自治体等の暴排協議会、研修会等に対する講師派遣や不当要求行為等に対する対処方法の資料提供の支援をした。</p> <p>○ 講師派遣及び資料提供回数 41回 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、公共機関 19回 ・事業所 22回 <p>○ 協議会等開催状況 別紙資料1のとおり</p>

3 助成、貸付事業

事業名	実施報告
<p>離脱者雇用給付金 (法第32条の3第2項5号) (定款第4条第4号)</p>	<p>対象事案なし</p>
<p>被害者見舞金支給 (法第32条の3第2項9号) (定款第4条第6号)</p>	<p>対象事案なし</p>

<p>訴訟費用等貸付 (法第32条の3第2項9号) (定款第4条第6号)</p>	<p>対象事案なし</p>
<p>暴力団排除活動支援金 (法第32条の3第2項9号) (定款第4条第6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西条市における市民講習(年2回) 日時:6月8日、7月27日 人員:400人 ○ 四国中央市暴力追放推進大会 日時:9月7日 人員:700人 ○ 愛南町暴力追放JUMIN大会 日時:9月14日 人員:150人 <p>に、それぞれ暴排活動支援金として5万円を支給した。</p>

4 講習・研修事業

事業名	実施報告
<p>不当要求防止責任者講習 (法第32条の3第2項7号) (定款第4条第5号)</p>	<p>◇ 責任者講習の実施 企業並びに行政機関の不当要求防止責任者に対する講習を、26回(一般企業20回・行政機関6回)実施し、計991人が受講した。</p> <p>講習については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当要求に対する対応要領についての講義、DVD上映 ・民暴弁護士の講演 ・受講者に対するアンケート調査 ・不当要求防止責任者教本の配布 ・暴排パンフレットやポスターの配布 ・不当要求防止責任者選任事業所表示プレートの配布等を行った。 <p>○ 責任者講習の実施状況 別紙資料2のとおり</p>
<p>少年指導委員に対する研修 (法第32条の3第2項10号) (定款第4条第7号)</p>	<p>◇ 少年指導委員研修会の実施 少年指導委員40名に対し4月10日、警察本部での研修において、少年への暴力団の影響排除活動について講義した。</p>
<p>暴力追放相談委員研修 (法第32条の3第2項11号) (定款第4条第10号)</p>	<p>◇ 暴力追放相談委員委嘱、研修会の開催 8月9日、松山市で警察OB3名、弁護士16名、保護司3名、少年指導委員3名を相談委員に委嘱し、暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための研修会を開催した。</p>

<p>暴力監視モニター研修 (法第32条の3第2項11号) (定款第4条第10号)</p>	<p>1 暴力監視モニター委嘱、研修会の開催</p> <p>(1) 暴力監視モニター委嘱、研修会 8月23日、松山市で県下16警察署から推薦を受けた50人を暴力監視モニターに委嘱し、暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための研修会を開催した。</p> <p>(2) 東予地区暴力監視モニター研修会の開催 今年2月21日、新居浜市で東予地区暴力監視モニター9名を対象に管内情勢の説明や意見交換会を開催した。</p>
--	--

5 調査・情報収集事業

事業名	実施報告
<p>調査及び情報収集 (法第32条の3第2項11号) (定款第4条第8・10号)</p>	<p>1 調査研究</p> <p>(1) 暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会 7月17日、東京で開催された暴力追放相談委員及び責任者講習担当者研修会に出席研修を受けた。</p> <p>(2) アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習会で991人に対しアンケート調査(不当要求を受けた有無、その対処方法他)を実施した。(回答率97%)</p> <p>2 情報収集活動</p> <p>(1) 暴力監視モニターの運用 暴力監視モニターから寄せられた、暴力団事務所の動向や地域住民の要望、意見等を暴排資料として活用した。</p> <p>(2) 暴力団検索システムの構築 当センター及び全国センターにおける暴力団情報の蓄積のため、新聞報道記事等を常時収集し活用している。</p>

6 その他

事業名	実施報告
<p>センター運営</p>	<p>1 第1回定時理事会の開催 下記の案件で5月27日に開催した。 ・平成24年度事業報告及び収支決算 ・基本財産の運用 ・顧問の一部委嘱</p> <p>2 第1回定時評議員会の開催 下記の案件で6月11日に開催した。 ・平成24年度事業報告及び収支決算</p>

- ・基本財産の運用
- ・理事の一部選任
- ・顧問の一部委嘱
- ・暴力団事務所使用差止請求適格団体認定手続きについて

3 臨時理事会の開催

下記の案件で11月25日に開催した。

- ・理事長(代表理事)の選定
- ・基本財産の運用

4 第2回定時理事会の開催

下記の案件で今年3月6日に開催した。

- ・平成26年度事業計画及び収支予算
- ・基本財産の運用
- ・理事長、副理事長、専務理事選定の書面決議
- ・専務理事への代表権付与

5 第78回民事介入暴力対策岐阜大会・第22回暴力追放岐阜県民大会への参加

日時 :7月12日

参加人員:1,500人

協議内容:不動産からの暴力団排除